

平成28年12月26日  
千葉県報第13185号 別冊

## 千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員



## 別 記

### 第 1 結論

- 1 本件措置請求のうち、諸用紙印刷（30周年記念式典招待状）の支出に関する措置を求める部分及び「請求者の知り得ない、本件行事に係る他の千葉県負担金全て」に関する措置を求める部分を却下する。
- 2 本件措置請求のその余の部分棄却する。

### 第 2 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）

省 略

- 2 受付日

平成28年10月14日

- 3 請求の要旨

提出された千葉県職員措置請求書及び添付の事実証明書（以下「請求書」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

千葉県監査委員は、千葉県病院局長、千葉県病院局副病院局長、千葉県病院局技監、千葉県病院局経営管理課長、千葉県病院局経営管理課特別監察室室長、千葉県精神科医療センター病院長、千葉県精神科医療センター副病院長、千葉県精神科医療センター事務局長、千葉県精神科医療センター医療局長、千葉県精神科医療センター看護局長、千葉県精神科医療センター医事管理課長、同課員、千葉県精神科医療センター経営戦略部長、企業出納員、担当、その他千葉県精神科医療センター開設30周年記念行事（以下「本件行事」という。）につき責任がある者らに対して、個人の資格において、本件行事に係る費用である金849,491円を千葉県に返還させるための、必要な措置を講ぜよ。また請求者の知り得ない、本件行事に係る他の千葉県負担金全てを返還させよ。

### 第 3 陳述の聴取及び監査の実施

- 1 請求の受理及び個別外部監査契約に基づく監査の要否

- (1) 請求の受理

本件措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成28年10月21日、受理することを決定した。

- (2) 個別外部監査契約に基づく監査の要否

本件請求は、法第252条の43第1項の規定により、個別外部監査

契約に基づく監査によることを求めたものであることから、その要否について審査を行ったところ、請求内容から判断して、個別外部監査契約に基づく外部の専門的な知識を有する者による監査が特に必要であるとは認められなかったため、平成28年10月21日に個別外部監査契約に基づく監査として行う必要はない旨決定した。

## 2 監査対象事項

請求書、請求人の陳述等を総合すると、請求人は、千葉県精神科医療センター病院長（以下「病院長」という。）の次の（1）から（5）までに掲げる支出（以下「本件支出」という。）が「違法又は不当な支出」であると主張しているものと解される。

したがって、本件支出に掲げる事務を所掌している千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）及び病院局の予算の執行管理を所掌している千葉県病院局経営管理課（以下「経営管理課」という。）を監査対象機関とし、本件支出に違法又は不当な点があるか否かについて、監査を実施した。

- （1） 諸用紙印刷（30周年記念式典招待状）に係る支出
- （2） 開設30周年記念式典会場費（以下「本件会場費」という。）の支出
- （3） 開設30周年記念論考集（以下「本件論考集」という。）に係る支出
- （4） 開設30周年記念式典（以下「本件式典」という。）に係る旅費
- （5） 請求者の知り得ない、本件行事に係る上記（1）から（4）まで以外の他の千葉県負担金全て

## 3 請求人の陳述の聴取

法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成28年11月8日に陳述書を提出した上、同日に陳述を行った。

陳述の要旨は、以下のとおりである。

- （1） 請求人は、センターに問い合わせをし、この式典には患者側の出席者は1人もいないとの情報を聴取している。つまり、千葉県職員や精神医療・精神保健関係者側の会食や歓談等を主目的とした式典であると断じざるを得ない。それが市民感覚というものである。病院とは、医療者側と患者側との両方がいて初めて成り立つものであり、県立病院の30周年を祝祭するというのならば、患者側の関係者を誰一人として式典に出席を認めなかったというのはあまりに不条理で理不尽であり、公平の観念にも著しく反するので、不当だけではなく、違法である。
- （2） 一者随契理由であるが、千葉県病院局財務規程（平成16年千葉県病院局管理規程第22号）第148条第1項により見積書は省略が可能であり、見積書を徴することができないから一者随契のやむを得ない場合

に当たるといふのは不当・違法である。さらには、まず式典の開催日を決定した上で、その開催日には他に開催可能な会場が見当たらなかったとのことだが、それならば別の日に開催日を選び、その上で競争入札等を行えば、もっと安く済んだはずである。すなわち、一者随契にするためにわざわざその日に開催したという疑いは解消されていない。

- (3) 平成28年4月1日に障害者の権利条約が我が国において発効し、障害者差別解消法も同日、施行された。我が国の精神科医療は、国連の種々の委員会、理事会などから、強制的精神医療が拷問であり残虐で非人道的で品位を汚す措置であるから絶対的に禁止すべきであるという是正勧告を何度も受けている。センターは日本の精神科救急という強制的精神医療を長年けん引してきた。このような国際条約違反をしている精神病院は、徹底的に公金支出にメスを入れていただきたい。

#### 4 執行機関による陳述の聴取

平成28年10月21日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同年11月10日付け精医セ第374号により、意見書と題する書面が別添のとおり提出された。

平成28年11月14日、センター事務局長から陳述を聴取したところ、上記意見書のとおり陳述した。

#### 5 平成28年11月14日に実施した監査の概要

平成28年11月14日、監査対象機関であるセンター及び経営管理課に対して監査を行った。質疑応答の概要は以下のとおりである。

##### (1) 本件式典開催の目的について

現在千葉県においては、精神科救急患者に対する円滑な医療と保護を図ることを目的とした千葉県精神科救急医療システム(以下「システム」という。)を構築している。センターでは、患者の外来診療や入院治療の他に、システムに基づいて精神科救急患者や保健所等からの電話相談、受診先の医療機関との調整及びセンターを退院した患者の在宅支援も行っていることから、日々の業務運営に当たってはセンターだけで完結できるものではなく、他の医療機関や保健所等とのネットワークを構築し、相互に連携協力して業務を運営していくことが必要不可欠となっている。

そこで、設立30周年を節目として、これらの関係機関によるこれまでのセンターへの業務運営への協力に対して感謝の意を示すとともに、関係機関とのネットワークをより一層強化して、センターの更なる発展を図ることを目的に本件式典を開催したところである。

##### (2) システムについて

###### ア システムを構成する関係機関について

システムにはセンターの他に公立私立合わせて34の病院が参加し

ており、センターがシステムの中核的な施設として、24時間365日体制で患者や保健所等から多数の電話相談に応じている。相談の結果、受診の必要があると判断した場合は、システム上の基幹病院及び輪番病院、必要に応じてそれ以外の一般の精神科を持つ病院にも拡大して受診の調整を行っている。調整の結果どこも受け入れが困難であればセンターで最終的に受け入れるというシステムになっている。そのため、システムの運用に当たっては、関係する医療機関と日頃から連携協力していく必要がある。

#### イ システムの運用について

センターでは、電話による相談を受け、内容に応じて直ちに病院で受診等の必要があるという判断に至れば、その症状や患者の住所地等を考慮し、基幹病院や輪番病院、あるいは必要に応じてシステムを構成する病院以外の病院と入院や受診の調整をして、速やかに患者を受け入れてもらうよう手続をする。センターと病院等との連携がより強化されれば、早急に適切な医療を必要とする患者のスムーズな受け入れが可能となるし、休日・夜間等を含め、重症患者の受入先がないという事態を避けるためにもこのような連携が必要である。

#### (3) 本件式典の内容について

本件式典は、第1部から第3部までで構成され、第1部ではセンターの医療局、看護局等の6つの部署の代表者による近年の実績や研究成果等の発表を行った。第2部では、センター開設当時のセンター長で現在の名誉センター長が「なぜ、精神科「救急」医療センターではないのか～作るまで・作ってから～」と題する記念講演を行った。第3部では、歴代のセンター長や現病院長により日々の業務運営に対する謝辞と今後の更なる協力の依頼等の挨拶を行い、その後センターのこれまでの歩みをスライドショーにより紹介し、最後に祝賀会を開催した。

#### (4) 本件式典の開催日について

開催日については、センター開設30周年経過後である平成27年6月以降において、本件式典に係る準備に要する時間、講演者及び主たる招待者のスケジュールを考慮して、平成27年10月17日（土）に決定した。

なお、開催日を土曜日に設定したのは、遠方からの出席者に配慮したためである。

#### (5) 本件式典の開催場所の選定について

（以下「本件ホテル」という。）外4者に、10月17日に本件式典を開催できるかどうかを確認したところ、本件ホテルのみが第1部から第3部までを通して開催可能であったので、本件ホテルで開催することに決定した。

#### (6) 本件会場費について

本件会場費の内容は、第1部から第3部までを通した会場の借上料、発表等を行うためのパソコンのプロジェクター及びスクリーンの借上料、音響と照明の技術料、会のテーマの懸垂幕、「30周年記念式典」の吊り看板、演台に飾る花及びサービス料である。

祝賀会の飲食は参加者の会費で賄っているので、飲食に係る公費の支出はない。

(7) 本件式典への招待者について

センターと業務上の結びつきの強いシステムに参加している34病院をはじめとする県内外の医療機関の関係者、連携して業務を行っている健康福祉行政の関係者、看護学校等の教育機関の関係者等に招待状を発送した。

(8) 招待状等について

センターから送付したものは、白無地一重の招待状を入れる封筒、挨拶状は単カードという1枚の厚紙のカードである。

最近送られてきた、他県の病院の設立記念式典の招待状は、封筒は白無地一重のセンターと同じ封筒、挨拶状は見開きのカードであった。

他県と比べて特段華美であるとは言えないのではないかと考えている。

(9) 本件論考集について

本件論考集の正式名称は、開設30周年記念誌である。

本件式典の第1部において各部署から発表された研究成果や近年の実績、第2部の名誉センター長による記念講演の内容等を掲載した。

本件論考集は、500部作成し、465部を配布し、現在の在庫は35部である。

主な配布先は、県内外の医療機関、連携して業務を行っている健康福祉行政機関等である。

(10) 出張旅費について

職員のうち本件式典のスタッフ及び前記(3)の発表を行った者は公務扱いであるので、本人から申請があれば旅費は支給することになる。

会場の最寄り駅である海浜幕張駅がセンターの最寄り駅でもあるため、通勤定期を所持している者もいる。この者については実際に電車賃等という実費は発生していない。

## 第4 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査等を総合し、以下の事実を認定した。

### 1 センターの概要について

センターは、我が国初の精神科救急専門病院として、千葉県で発生する精神科救急ケースに24時間365日、切れ目なく対応することを主たる任務に、昭和60年に設立された。現在の主な業務内容は、次のとおりで

ある。

(1) 救急医療部門

救急を要し新規に発生した急性かつ重症ケースを24時間体制で、いつでも受け入れ、早期に治療し社会復帰するようにしている。

また、24時間体制で毎日、救急受診に関する電話相談に応じ、受診先の調整を行うとともに、緊急に入院を要する患者用に常時入院ベッドを確保している。

(2) 外来部門

平日・日勤帯において精神科一般診療を行う。

(3) 病棟部門

平均1か月の短期集中的な入院治療を行う。

(4) デイホスピタル部門

夜間は自宅で生活できる程度の者を対象として、家族の協力を得て、昼間の通院治療と生活訓練（手芸、陶芸、スポーツ等）を行う。

(5) アウトリーチ部門

患者が、地域社会の中で自分らしい生活を実現・維持できるよう、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種チームで訪問して支援する。

## 2 システムについて

(1) システムの開設について

システムは、休日及び夜間を含めて、精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、迅速な診察の実施や精神科医療施設の紹介を行うとともに、必要な医療施設を確保することにより、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的として平成10年度に開設された。

(2) システムにおけるセンターの役割について

システムが開設されて以来、センターはその中核をなしている。システムを運用するための精神科救急情報センターをセンター内に設置し、24時間365日、精神保健福祉士が県内の精神科救急受診に関する電話相談に応じ、その結果、必要であれば、システムを構成する県内の4ブロック（東、中央、西、南）に8ある基幹病院（うち6病院は輪番病院を兼ねている。）や32の輪番病院、又はセンターへの受診を調整している。

(3) 地域の医療機関等との連携について

システムを円滑に運用するため、システムを構成する県内の基幹病院、輪番病院を始め、各地域の精神科を擁する医療機関との連携を図るとともに、退院した患者を地域で支えるため、保健所などの関係機関との連携を図っている。



### 3 本件式典について

#### (1) 本件式典開催の目的について

前記2(2)のとおり、センターは、システムが開設されて以来、その中核をなしており、システムを円滑に運用するため、システムを構成する県内の基幹病院、輪番病院を始め、各地域の精神科を擁する医療機関との連携を図るとともに、退院した患者を地域で支えるため、保健所などの関係機関との連携を図るなどネットワークの構築及び強化を推進しており、センターの設立30年を節目として、関係機関とのネットワークをより一層強化し、センターの更なる発展に繋げることを目的として本件式典を開催した。

#### (2) 本件式典の開催日及び会場の決定に至る経緯について

ア 本件式典の開催日については、開設30年を迎える平成27年6月以降において、講演者である名誉センター長及び来賓の日程調整を行うとともに、記念式典開催の準備期間等を十分考慮して、平成27年10月17日(土)に決定した。

なお、開催日を土曜日としたのは、遠方からの出席者に配慮したためである。

イ 会場の選定については、センターのスタッフのみで、一般の会場を借り上げて記念式典を運営するには、会場設営の準備(受付設営、プロジェクター設定、音響、照明、看板作成等)や、招待者に失礼のない対応が困難であると考え、こうした業務を安心して委ねられるホテルを会場とすることとした。そして、センター職員が出席することから、緊急時・非常時に職員がすぐに対応することができるようセンターに近く、かつ、公共交通機関の利便性も高く当センター最寄り駅でもある海浜幕張駅に近く、複数のホテル施設がある幕張新都心地区のホテルを会場候補とし、上記アで決定した開催日に開催可能な会場の選定を行ったところ、本件ホテルのみが対応可能であったため、本件ホテルで開催することとした。

#### (3) 本件式典の概要について

本件式典は、第1部から第3部までで構成され、第1部ではセンターの医療局、看護局等の6つの部署の代表者による近年の実績や研究成果等の発表を行った。第2部では、センター開設当時のセンター長で現在の名誉センター長が「なぜ、精神科「救急」医療センターではないのか～作るまで・作ってから～」と題する記念講演を行った。第3部では、歴代のセンター長や現病院長により日々の業務運営に対する謝辞と今後の更なる協力の依頼等の挨拶を行い、その後にセンターのこれまでの歩みをスライドショーにより紹介し、最後に祝賀会を開催した。

#### (4) 招待状とその送付先等について

本件式典に係る招待状は、単カードという1枚の厚紙のカードの挨拶

状を白無地一重の封筒に入れたものであり、送付先は県内外の医療機関、医療系教育機関、連携して業務を行っている健康福祉関連の行政機関等であった。また、当日は約140人が出席した。

- (5) 諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)に係る支出について  
支出金額は34,689円、支出日は平成27年8月31日であった。

#### 4 本件会場費について

本件会場費の金額は448,632円、支出日は平成27年12月4日であり、その内容は、第1部から第3部までを通した会場の借上料、発表等を行うためのパソコンのプロジェクター及びスクリーンの借上料、音響と照明の技術料、会のテーマの懸垂幕、「30周年記念式典」の吊り看板、演台に飾る花及びサービス料である。

なお、祝賀会の飲食は参加者の会費で賄っているため、飲食に係る公費の支出はない。

#### 5 本件論考集作成に係る支出について

- (1) 本件論考集作成・配布の目的

センターは前記2(2)のとおり、システムの中核として役割を果たすに当たり、センターの実績等を記載して、それをより多くの方に読んでもらうことにより周知を図り、関係機関とのネットワークや一般県民との信頼関係を強化することが必要であると考え、本件論考集を作成・配布することとしたものである。

- (2) 本件論考集の内容及び配布先

本件論考集の内容は、本件式典の第1部において各部署から発表された研究成果や近年の実績、第2部の名誉センター長による記念講演の内容等である。

また、本件論考集の主な配布先は、県内外の医療機関、連携して業務を行っている健康福祉行政機関等である。

- (3) 本件論考集を紙で発行した理由

本件論考集をより多くの方に読んでもらうためには、再生機器を用意する手間が生じるCD-Rで配布するよりも紙の冊子での配布の方が適しているとセンターは判断した。

- (4) 本件論考集に係る支出について

支出金額は364,500円、支出日は平成28年4月8日であり、作成部数は500部であった。

#### 6 旅費について

職員の旅費に関する条例(昭和29年千葉県条例第7号)第2条及び第3条の規定により、職員が出張した場合は、当該職員に対し、旅費を

支給することとされている。本件式典に係る旅費は、本件式典のための出張が公務であるとセンターが判断したことから、2人の者に支給されたものである。

なお、本件式典に係る旅費の支給日は平成27年11月17日、支給額は2人合わせて1,670円であった。

## 第5 判断

### 1 監査の対象について

#### (1) 諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)に係る支出について

ア 請求人は、「本件行事全体の財務会計上の行為が終了してから明らかに1年を超えていないものであるから、本請求のうち「諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)」に係る支出分は、本件行事の最後の支出に当たる「開設30周年論考集」に係る支払日から1年を経過していない」と主張する。これは、法第242条第2項における「当該行為のあった日または終わった日」とは、本件行事全体の中で最後に支出された本件論考集に係る支払日である平成28年4月8日である旨主張しているものと解される。

しかしながら、本件行事に係る各支出は、その目的及び内容を異にする、各個別に完結した支出であるから、各個に同項の期間を判断すべきものである。したがって、請求人の主張を認めることはできない。

イ 住民監査請求は、法第242条第2項の規定により、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求をすることができないが、正当な理由があるときはこの限りではないとされている。この正当な理由の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて財務会計上の行為を知ることができたかどうかによって判断すべきもの(最高裁昭和62年(行ツ)第76号昭和63年4月22日第二小法廷判決参照)とされており、当該行為が秘密裡に行われた場合や天災、地変等があった場合などを指し、当該住民の旅行、病気等の主観的事実等は含まない(広島地裁昭和53年(行ウ)第2号昭和56年9月30日判決参照)とされている。

請求人は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)の規定に基づき、本件式典に係る支出書類を入手したのは、平成28年8月26日であり、当該書類によって初めて、本件行事が公金の支出を伴うものであったことを知ることができたものであるから、諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)に係る支出は、「財務会計上の行為などが秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為などの存在又は内容を知ることができなかった場

合」(最高裁平成10年(行ツ)第69号平成14年9月12日判決参照)に該当し、法第242条第2項の「正当な理由」がある旨主張する。

しかしながら、その行政文書開示請求を行った平成28年7月20日以前においても千葉県情報公開条例に基づく行政文書開示請求を行うことにより請求人の主張に係る財務会計行為の存在を知り得ることから、請求人の述べる理由が正当なものであると認めることはできない。

したがって、本件措置請求のうち、諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)に係る支出に係る措置を求める部分については不適法な住民監査請求と言わざるを得ない。

- (2)「請求者の知り得ない、本件行事に係る千葉県負担金全て」について住民監査請求においては、請求の対象とする当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示することを要するとされている(最高裁平成元年(行ツ)第68号平成2年6月5日第三小法廷判決参照)。

請求人は、「請求者の知り得ない、本件行事に係る千葉県負担金全て」が違法又は不当な公金の支出であるとして当該支出に係る損害を本件職員個人に返還させよ」と主張している。

これは、諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)に係る支出、本件会場費の支出、本件論考集に係る支出及び本件式典に係る旅費以外の本件行事に係り支出された公金の返還を求めるものと解される。

しかしながら、請求書等を総合しても、監査の対象とすべき行為を他の行為から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示したものであるとは認めることができず、不適法な住民監査請求と言わざるを得ない。

- (3) よって、以下その余の部分について判断することとした。

## 2 本件会場費、本件論考集及び旅費に係る支出について

請求人の主張及び病院長の意見に沿って、以下に掲げる項目ごとに判断する。

- (1) 本件会場費の支出について

請求人は、本件行事開催日が必ずしも平成27年10月17日である必要がないうえに、本件のような高級ホテルではなく、千葉県精神科医療センターの医局や他の千葉県立の施設(行政資産利用申請許可に当たって利用料の減免がある)や千葉県の出資法人である

や (行事の開催に当たって助成がある) などを利用して、本件よりもずっと安価の場所での開催が可能であったのに、他に開催可能な会場がないとして、これを故意または重大な過失により怠ったとして、本件会場費の支出が違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

前記第4 3 (1) のとおり、本件式典の目的は、医療機関やその他の関係機関とのネットワークの構築、強化であり、これは、精神科救急医療というセンターの主たる業務をより円滑かつ効果的に遂行する上で重要なものであると考えられる。したがって、本件式典の開催は、センター業務の一環というべきものと認められる。

まず、開催日の決定に当たっては、前記第4 3 (2) アのとおり、講演者や来賓と日程調整し、遠方からの出席者へも配慮したものであり、その決定に関して、不適切な点は認められない。

次に、上記のとおり、本件式典はセンター業務の円滑な運営を確保するというセンターにとって重要な目的で開催される行事であるから、前記第4 3 (2) イのとおり、センターのスタッフのみで、一般の会場を借り上げて記念式典を運営するには、会場設営の準備(受付設営、プロジェクター設定、音響、照明、看板作成等)や、招待者に失礼のない対応が困難であると考え、会場設営の準備や招待者への対応を円滑に行うため、そういったノウハウを有するホテルを本件式典の会場としたことも、不適切であるとはいえない。

また、会場として本件ホテルを選定したのは、開催予定日である平成27年10月17日(土)において、センター近隣で唯一対応可能なホテルが本件ホテルであったためである。これについて請求人は、本件行事の開催日は必ずしも平成27年10月17日である必要がない旨主張するが、上記のとおり開催予定日は講演者や来賓との調整の上決定されたものであるから、容易に変更できるものではないと考えられ、センターが本件ホテルを選定したことが、不適切なものであるとまでいうことはできない。

さらに、前記第4 4 のとおり、本件会場費の支出額は448,632円であり、その内容は会場の借上料、発表等を行うためのパソコンのプロジェクター及びスクリーンの借上料、音響と照明の技術料、会のテーマの懸垂幕、「30周年記念式典」の吊り看板、演台に飾る花及びサービス料であるが、これらは同様の行事において一般的に使用されるものと認められ、また、前記第4 3 (3) の本件式典の内容に照らし合わせても、不適切な項目は含まれていないと認められる。

以上のとおりであるから、本件式典の会場費に係る支出について、違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

## (2) 本件論考集に係る支出について

請求人は、「他の機関が発行する記念誌に倣ってCD-Rにより発行すれば、コストは格段に抑えることができるのであるが、あえて紙の記念誌に拘泥」したことは、違法又は不当な財務会計行為であると主張している。

しかしながら、前記第4 5 (1) のとおり、本件論考集作成・配布の目的に鑑みると、前記第4 5 (3) のとおり、より多くの人に読んでもらうために、再生機器を用意する手間が生じるCD-Rではなく紙の冊子により配布する方が適しているとセンターが判断したことに不適切な点は認められない。

したがって、本件論考集に係る支出について、違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

### (3) 旅費の支出について

請求人は、本件式典は、「本書面記載の理由により違法不当であることに加えて、」旅費の支給を受けた職員以外のセンターの職員は、「いずれも、私費で交通費を支払っているため、公費で旅費を賄うことは、違法、不当である」と主張している。

しかしながら、本件式典は上記(1)のとおり、センターの業務の一環と考えることができるから、職員の本件式典への出席は公務であることが認められる。

また、前記第4 6のとおり、本件式典に係る旅費は、職員の旅費に関する条例第2条及び第3条の規定により、当該職員に対し支給されたものと認められる。

したがって、旅費に係る支出について、違法又は不当な財務会計行為であるとの請求人の主張には理由がない。

## 3 結論

以上のとおり、本件措置請求のうち、諸用紙印刷(30周年記念式典招待状)の支出に関する措置を求める部分及び「請求者の知り得ない、本件行事に係る他の千葉県負担金全て」に関する措置を求める部分については法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求であるからこれを却下することとし、その余の部分については請求人の主張に理由がないからこれを棄却することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

# 意見書

## 第1 精神科医療センターの概要

### 1 設立理念

精神科医療センター（以下「当センター」という。）は、わが国初の精神科救急病院として、1985年6月、千葉市幕張地区に開設され、2015年6月、設立30周年を迎えた。その設立理念は、「収容施設としての精神病院」のアンチテーゼとなる「治療施設としての精神病院」の創設であり、わが国の精神科医療を構造転換させる鋭い楔となることである。

### 2 基本戦略と機能

この理念を実現するため、当センターでは、医療の入口から出口を貫く4つの基本戦略—即応医療、集中医療、継続医療、包括医療—を立てた。これらの戦略に沿って、24時間の電話相談事業と救急外来、短期集中的な急性期治療を担うコンパクトな病棟、在宅ケアを多職種で支えるデイホスピタル、そして訪問診療活動や保健所・福祉施設等の関係機関との連携体制の強化など、多機能集約的な医療施設を目指している。

### 3 精神科救急病棟のインパクト

設立後、当センターをモデルとして、診療報酬に精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急入院料が新設され、増額されるにつれて、全国展開されるに至った。

これらの、精神科急性型包括病棟（精神科急性期治療病棟、精神科救急入院料病棟）は、病院を活性化するとともに、病棟をダウンサイジング化し、地域レベルでは精神科救急事業の中核となり、国レベルでは平均在院日数の短縮と精神科医療の水準向上をリードする存在となっている。

### 4 将来への展望

わが国の精神科病院が、社会的な隔離・収容施設としての長い歴史的役割を終える時代が近づいている。病院は、治療施設に特化して一般科並みの施設基準と医療費給付を実現し、福祉的機能は地域社会に移して、精神疾患に罹患した人々が生き生きと暮らせる社会を実現しなくてはならない。そのような近未来に向けて、当センターは、精神科救急医療の最前線を担い、情報発信していくこととしている。

## 5 各部門の業務

### (1) 救急医療部門

救急を要し新規に発生した急性かつ重症ケースを24時間体制で、いつでも受け入れ、早期に治療し社会復帰するようにしている。

また、24時間体制で毎日、救急受診に関する電話相談に応じ、受診先の調整を行うとともに、緊急に入院を要する患者用に常時入院ベッドを確保している。

### (2) 外来部門

平日・日勤帯において精神科一般診療を行う。

### (3) 病棟部門

平均1カ月の短期集中的な入院治療を行う。

### (4) デイホスピタル部門

夜間は自宅で生活できる程度の者を対象として、家族の協力を得て、昼間の通院治療と生活訓練（手芸、陶芸、スポーツ等）を行う。

### (5) アウトリーチ部門

患者が、地域社会の中で自分らしい生活を実現・維持できるよう、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種チームで訪問して支援する。

## 6 平成27年度診療実績

(1) 入院患者延べ数 16,311人

(2) 外来患者延べ数 31,372人

(3) 電話相談件数 29,925件

## 7 沿革

- ・1985年6月 診療開始（40床）
- ・1988年9月 増床1床（計41床）
- ・1994年4月 増床9床（計50床）
- ・2008年9月 千葉県精神科救急医療システムにおける精神科救急情報センター及び精神科救急医療センターとして指定される。

## 第2 開設30周年記念式典の概要

### 1 記念式典開催の背景

#### (1) 当センターの意義・役割

当センターは、県立病院として、①重症患者でも急性期に適切に治療すれば長期



在院を抑制し、予後を改善できることを実証すること、②隔離・収容施設ではなく、治療施設としての精神科病院のモデルを創ること、③長期在院に依存したわが国の精神科医療を短期入院と在宅ケア主体の医療へと構造転換させることを実証するために創設された。

これらの実現に当たり、当センターでは、発生する精神科救急ケースに24時間365日、切れ目なく対応することを主たる任務とし、入院した急性期患者は退院まで治療し、退院後の在宅ケアもフォローアップすることを原則としている。また、千葉県精神科救急医療システムにおける精神科救急情報センター及び精神科救急医療センターとして、24時間365日体制で精神科救急患者等からの電話相談や必要な医療施設の紹介を行うとともに、他の医療機関において患者の受け入れが困難な場合に受け入れを行うなど、精神科救急患者の最後の砦としての役割を担ってきた。

その結果、設立からこれまでの間において、①急性期治療に医療資源を投入すれば、長期在院を抑止できること、②当センターをモデルとした精神科急性型包括病棟が全国に普及したこと、③わが国における精神科平均在院日数の短縮及び在院患者数の減に寄与したところである。

## (2) 記念式典開催の目的

以上のとおり、当センターは、「重症の救急患者を常時速やかに受け入れ、手早く治療して社会に戻し、地域で支える」ことを実践しているところであり、このため、日々の病院運営に当たっては、当センターのみで完結できるものではなく、他の医療機関や保健所等の関係機関とのネットワークの構築と関係強化が必要不可欠となっている。

そこで、設立30年を節目として、関係機関によるこれまでの当センターの業務運営への協力に対し感謝の意を示すとともに、関係機関とのネットワークをより一層強化し、当センターの更なる発展を図ることを目的に、各関係機関の関係者を招待し、当センターの近年の実績報告と近未来展望、研究発表等を行う記念式典を開催することとした。

また、式典で発表された近年の実績や研究成果等の講演内容の記録を記念誌として将来に残すことで、今後の業務に役立たせることが可能となり、さらに多くの関係者等に配布することで、より多方面に当センターの周知と理解が進むことが期待される場所である。

加えて付言するに、職員によるこれまでの実績や研究成果等の発表は、当センター職員の人材育成にもつながると期待される場所である。

## 2 記念式典の内容

本件記念式典は、平成27年10月17日（土）午後2時から、[REDACTED]  
[REDACTED]において、約140人が参加して、当センター各部署による近年の実績や研究成果等の発表、精神科医療センターに関する記念講演等を行った。

## 第3 住民監査請求に対する意見

### 1 意見

#### (1) 支出1について

〈請求人の主張〉

「以下、支出回議書No.B-000649-2を支出1、支出回議書No.B-001166-1を支出2、支出回議書No.B-001835-1を支出3、科目コード50060604を支出4、科目コード50120804を支出5と言う。

① 支出1は、品名が「挨拶状 洋2封筒ケント・2号カード」、「3点封入・データ支給宛名印字」となっているが、数量がそれぞれ300、230と異なっており、明らかに不自然かつ不合理である。そして、「諸用紙印刷（30周年記念式典招待状）」は、印刷会社に依頼しているが、千葉県精神科医療センターで印刷し1枚につき10円を千葉県に対し支払えば十分である。さらに、千葉県精神科医療センターが千葉県民には情報公開請求等に係る文書の送付に際して一般の茶封筒を使用している事実と考え合わせても、本件行事の招待状等を送付する態様は、予算執行時の経済状態、国民の消費及び生活の水準を無視し、あまりに豪奢である。」

〈意見〉

まず、請求人は、挨拶状等の印刷数と3点封入・データ支給宛名印字数が異なっており不自然・不合理であると主張しているが、これは挨拶状（300部）の印刷を発注した時点で、送付先の住所が判明していた分（230人）について、3点封入と宛名印字を委託したことから、それぞれの数量が異なっているものである。

なお、宛名印字等を委託しなかった挨拶状等は、後日住所が判明したものについて、当センターで宛名を手書するものや、手渡しするためのものなどである。

次に、請求人は、「本件行事の招待状等を送付する態様は、予算執行時の経済状態、国民の消費及び生活の水準を無視し、あまりに豪奢である」と主張しているが、本件のような記念行事を開催するに当たり、招待者に対し当センターが発注したような招待状を用いるのは、社会慣習上一般的なことと考える。

また、当センターが発注した招待状も、社会一般に使われる一重で白無地の封

筒や挨拶状であり、特に華美とは言えない。

(2) 支出2について

〈請求人の主張〉

「支出2は、開設30周年記念行事会場費であるが、本件公金支出は、本件行事開催日が必ずしも平成27年10月17日である必要がないうえに、本件のような高級ホテルではなく、千葉県精神科医療センターの医局や他の千葉県立の施設（行政資産利用申請許可に当たって利用料の減免がある）や千葉県の出資法人である[redacted]や[redacted]（行事の開催に当たって助成がある）などを利用して、本件よりもずっと安価の場所での開催が可能であったのに、「他に開催可能な会場がな」として（事実証明書2の「一者随契理由」）、これを故意または重大な過失により怠った。」

〈意見〉

まず、請求人は、「本件行事の開催日が必ずしも平成27年10月17日である必要がない」と主張しているが、開催日については、平成27年6月以降（開設30年経過後）において、記念式典開催の準備期間や、主たる招待者及び講演者のスケジュール等を十分考慮して、最終的に開催日を決定したものであり、開催日を10月17日（土）とすることに拘ったわけではない。なお、開催日を土曜日としたのは、遠方からの出席者に配慮したためである。

次に、請求人の「本件のような高級ホテルではなく～中略～本件よりもずっと安価の場所での開催が可能であったのに「他に開催可能な会場がな」として（事実証明書2の「一者随契理由」）、これを故意または重大な過失により怠った。」という主張について論述する。

まず、式典場所を海浜幕張駅近接地としたのは、県内外の医療機関や保健所等の行政機関、教育機関などから多数の関係者を招待することから、これらの者への公共交通機関の利便性を考慮するとともに、当センターに近く幕張地区の地域振興に資することも考慮して決定したところである。

次に、式典会場をホテルとしたことについては、当センターのスタッフのみで、一般の会場を借り上げて記念式典を運営するには、会場設営の準備（受付設営、プロジェクター設定、音響、照明、看板作成等）や、招待者に失礼のない対応が困難であることから、こうした業務を安心して委ねられるホテルを会場とした。

次に、式典会場を[redacted]としたのは、海浜幕張駅に近接するホ

テルに確認した範囲では、式典当日の10月17日において、当センターで企画する規模や内容の記念式典を開催できるところが、当ホテルのみであったためである。

なお、[REDACTED]は、周辺の他のホテルと比較して、海浜幕張駅に最も近接しており、交通利便性が高い。

以上述べたとおり、式典開催日及び会場選定については、適正に行われたものである。

### (3) 支出3について

〈請求人の主張〉

「支出3は、開設30周年記念論考集であるが、他の機関が発行する記念誌に倣ってCD-Rにより発行すれば、コストは格段に抑えることができるのであるが、あえて紙の記念誌に拘泥する所以はない。」

〈意見〉

請求人は、30周年記念誌をCD-Rにより発行すればコストは格段に抑えられると主張するが、本件のような記念誌を作成・配布する場合、現在においても、紙の冊子で作成・配布するという方法が一般的であると考ええる。

また、本記念誌を作成・配布する趣旨は、先述のとおり当センターの実績等を記載し、それをより多くの方に読んでもらうことにより周知を図り、関係機関とのネットワークや一般県民との信頼関係を強化することにある。仮に、この記念誌をCD-Rで配布した場合、それを読むためにはパソコン等の再生機器を用意する手間が生じてしまうことから、「より多くの方に読んでもらう」ためには、紙の冊子での配布の方が適している。

さらに、10年毎の記念誌としての性格上、長期保管を前提としており、その点、CD-Rは経年変化や強度等に不安があることから、長期保管するためには、紙ベースの方が優れていると判断した。

以上を考慮して、記念誌を紙の冊子で作成・配布することとしたものである。

### (4) 支出4及び5について

〈請求人の主張〉

「支出4は、医師以外の職員が普通旅費として会議等の名目で本件行事のために[REDACTED]を用務先とした旅費である。本件行事は、本書面記載の理由により違法不当であることに加えて、千葉県精神科医療センターによると、支出4及び5以外の千葉県精神科医療センター職員は、いずれも、私費で交通費を支払

っているため、公費で旅費を賄うことは、違法・不当である。」

「支出5は、医師以外の職員が研究研修旅費として学会・研修等の名目で本件行事のために[REDACTED]を用務先とした旅費である。本件行事は、本書面記載の理由により違法不当であることに加えて、千葉県精神科医療センターによると、支出4及び5以外の千葉県精神科医療センター職員は、いずれも、私費で交通費を支払っているため、公費で旅費を賄うことは、違法・不当である。」

#### <意見>

支出4及び5は、請求人の主張の趣旨が同じであることから、一括して論ずる。

請求人は、記念式典会場への出張旅費について、本件行事は本書面記載の理由により違法行為であることに加え、旅費を支出した2人以外は私費で交通費を支払っているため、公費で旅費を賄うことは違法・不当であると主張するが、これまで述べてきたとおり、本件行事は、開設30周年を節目として、関係機関によるこれまでの当センターの業務運営への協力に対し感謝の意を示すとともに、関係機関とのネットワークの一層の強化と当センターの更なる発展のために必要不可欠な行事として開催したものである。

また、旅費を支出した2人は、記念式典のスタッフとして、いずれも公務で参加したことから旅費を支出したものである。

## 2 結 論

以上述べたとおり、当センターにとって30周年記念式典は、関係機関によるこれまでの当センターの業務運営への協力に対し感謝の意を示すとともに、関係機関とのネットワークの一層の強化と当センターの更なる発展のために必要不可欠な行事として、必要な範囲内において適法に開催したものである。

また、記念式典開催に伴う挨拶状等の印刷、会場費、記念誌印刷及び旅費の支出については、いずれも適正に執行されたものである。